

傷病者の診療に関する覚書を締結

～東通村診療所・東北電力(株)東通原子力発電所～

5月18日(金)、東通村診療所(川原田恒所長)と東北電力(株)東通原子力発電所(津幡俊所長)間において、発電所構内で放射性物質による汚染を伴う傷病者(汚染のおそれのある傷病者を含む)が発生した場合の診療に関する覚書が締結されました。

東通村診療所は、原子力災害が発生した場合、村民等の不安の軽減や解消を図るため、村民等からの要望に応じて、汚染検査や健康相談などを行うとともに、原子力災害以外においても、発電所で発生した傷病者などへの救急診療や簡易な除染等の初期診療を行う「初期被ばく医療協力



覚書を取り交わす川原田所長(左)と津幡所長(右)

支援機関」として、青森県より指定されています。

そこで、東通村診療所においては、発電所の最寄りの医療機関として重要な役割を担っているとの認識のもと、緊急被ばく医療体制の構築を図るため、これまで各種の勉強会や訓練などを実施してきました。

今般、これまでの取り組みを踏まえ、より円滑かつ迅速な救急医療措置を行うため、通報連絡・資器材の配備・教育及び訓練の実施などを定める覚書を締結したものです。

締結式では、津幡所長より、「事故や災害を起こさないことが第一であり、安全最優先



緊急被ばく医療訓練

を基本として取り組んでいく。しかし、万一の場合の備えとして、覚書を締結したことにより、所員や作業員が安心して働くことができることから、感謝申し上げる」、また、川原田所長より、「発電所の最寄りの医療機関として、その責任の一つを果たし安堵している。この締結を新たなスタートラインとして、訓練などを継続的に実施していきたい」との挨拶がありました。

村としても、東通村診療所をはじめとした関係機関の協力のもと、緊急被ばく医療体制の充実・強化に努めていくこととしています。



緊急被ばく医療に関する勉強会

人権擁護委員 仙台法務局長 表彰・青森地方法務局長表彰

5月15日(火)、むつ人権擁護委員協議会総会席上において、相内道志さん(老部)の仙台法務局長表彰状、大沢光弘さん(大利)青森地方法務局長表彰状の伝達式が行われました。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権侵害事件の相談や人権思想普及活動などを行っており、両委員の多年にわたる活動と功績により、このほど表彰されることになりました。

大変おめでとうございます。



相内道志さん(左)と大沢光弘さん(右)